

六月二十二日(第七回)

一(市議会散会時刻(自午前十時三十分至午後四時五分)

二出席議員口次々通りである

議席六	名議席六	議席六	名議席六
一 番 仲 村 春 正	九 番 米 須 清	二 五 番 天 久 盛	八 雄 雄 雄
二 五 番 佐 喜 真 横 茂	一 〇 仲 本 云 重	三 六 山 伸 太	七 山 伸 太
四 中 山 勝 豊	二 一 花 成 清 幸	五 七 宮 富 道 信	六 七 宮 富 道 信
五 六 安 金 良 朝	二 二 中 里 辛 助	六 八 稲 旗 達 三	七 稲 旗 達 三
六 七 崎 间 健 一	二 三 松 本 利 宣	七 八 宮 里 敏 行	八 宮 里 敏 行
八 知 旅 正 大	九 山 本 朝 德		

三欠席議員口なし

四市町村自治法第百六十一条規定に於ける會議事項説明の
五議事録は次の通りである。

村長 仲 村 春 豊 助役 吳 屋 之 真 德 収 役 仲 村 春 松
財政課長 釜 山 全 勉 経済課長 那 洋 近 一
建設課長 桑 江 良 德 水道課長 関 里 将 俊

五本命議事項は次の通りである

書類記入及松井 五 義 書記 並屋 敏 伊 佐 云 義

六議事項目は次の通りである

日程第一議案未定第一〇一
立野湾村職員等の旅費に関する条例の一節を改ふする条例

日程第二議案未定第一八〇一

立野湾村職員等の旅費に関する条例の一節を改ふする条例

日程第三議案第十九〇二一

立野湾村賦負・定額条例の一部を改正する条例によつて

日程第三議案第十九〇二二

立野湾村訂課設置条例、一部を改正する条例につき

日程第三議案第十九〇二三

一九六一年度立野湾村入出追加更正予算書に付ソ

日程第三議案第十九〇二四

基本財産基金積立金と一般会計へ繰入に付ソ

日程第三議案第十九〇二五

財産の貯金に付ソ

七会議題未
議長出席十一名でタリヨン、議會可成ります。

只今十一時十分

(午前十一時二十分)

議長日程第一議案第十九〇二五立野湾村賦負等の施設

に關する条例、一部を改正する条例につきを議題

と動手子四

本年六月十二日、本會議に付ソ、總務常

務委員会に付託、上審査を了りてタリヨンしつゝ

別紙通り總務當任委員會にて報をまつたる

事項にても朗讀せしもの

終る事由は、都合をホド

立野湾村役所

議長	に付託され 大月十五日 財役務課長より出席を求める 慎重なる審査の結果 別紙報告書より三通りあり 尚詳しことに於ては 資料送り未だじとと有ります。
一大番の出席を報告する	一 大番の出席を報告する
二 番	大月市町村を以て どう辺りを分かどつが 別紙奉手した資料を参照願ひます
三 番	香櫞額する算定の基礎は 何よりどうなうる検討が行なつてゐる 該務委員長 算定を基礎にしつゝは いニ市町村より割合、現行法と 割合又経済的又実効的にて機会をせしむ。
議長	一五番の出席を報告する
大 番	大月市町村を一并してあるが あつと上ゲヨニと 曰不可能がどうが
六 番	小3が一問題口同様ニ市町村を比較とりけんば出席 口と田舎とし 7 村長とくらべ職員と差額 二〇仙~一五仙の植 上とせつてあるが
七 番	大月市町村にあつては 村長、助役と收入役と額の差があ るが 実際上は給手に当たるも下はあつが あらし ニ申ロナツタアリと、仕事に対する半當でヨリ3千 アーチ差額アリサルヒと、ミニは・村長の立場から 対外的な立場を考慮するべく大半アーチ度に入

六	番	実際上一年で足りなかどうか
總務事務課	出張する場合は費用を自分で負担するで、一年では足りないと困りますので	
議	かして市に年報。場合、財源等とともに加味して再検討の必要があるとあります。	
議	長	の番三番の出席を報告致します。
一七	番	管外と管内にてとあります。管内の場合には管内又は管内にあります。
總務事務課	前の大条例では全部管外であります。管内大条例に則り削除します。	
議	三八	體育部長致しました。午前十時三十分
六	番	再開致しません。(午前十時五八分)
六	番	大体質問を二つほどあります。質疑を打切ります。
ク	里議院を呼ぶこともあります。	
ク	御異議なりうて質疑を打ちました。	
六	番	討論を求めるつ。
一三	番	季貢金率に賛成。
議	對外的接渉に力を入れ、これが一つの事業者とされば出来りと、自主財源で口ども不可能やタリ特殊財源を求めなければ出来ません。村長は、職員に大きな活動をしてから、意味を有する。尚又は市町村の資料を検討して季貢金率は必ずよろしくて賛成致しません。	

議
外に意見の見合ひをもつて、口頭で討論を行ふ
事叫做りと呼ぶ。——
御里議が「わうど議」の討論を行つて、
而議事第一にて、を表すに付す。——
季貿金奉手にて御里議第一と云ふ。——
全の里議事と呼ぶ。——
御里議が「わうど議」の討論を行つて、
季貿金奉手にて、を表すに付す。——
算不可決と定め。——
日程第二議事第一ハ、直行湾村職員の給与に
關する条例一部を改正する条例に付して議題と
列す。——
本年はフシロ六月十二日、本會議に於いて、總務
委員会にて託し上、審査を万願ノミリテモレニシカ
別紙ヨリ報告が參り、ガリモテニシ。——
其記述にて請議せり。——
一方、三月、總務委員長より報告書を求める。——
總務委員長
本年には、さう六月十二日、本會議に付す。——
当月費金に付託され、六月十五日、十六日、十七日、二十一日
同上、計政課長より出席したる。換算は
審査結果、別紙報告書通り。——
詳心記載の如きは、様式類は表記不全と覺ゆ。——
議
貢金を水道料金に付す。——

三 番	<p>三十冊を一冊に上げるにあつて 徴税を効用が上り</p> <p>うり松井 二中</p>
二 番	<p>効用の面にうそはあらゆる面と医建一同すくじ 上中</p> <p>効用があとは考へるに</p>
一 番	<p>政府の場合は車の目的になつてカーボンを下す 特殊勤務</p> <p>セトモ給与十五%を支給。これよりが、村の場合は普通徴</p> <p>税の員が金額を上げておこうとする。上げたる</p> <p>効用が上がるが、又下がる。今</p> <p>又日賃の祭日にも勤務して徴税する事で、手を貸す</p> <p>が労働基準法に違反してもやむにゆかざると。</p>
三 番	<p>報酬書類は社員の手に一般職員と給料の平衡等の大</p> <p>きう問題が生じてある。一方で付帯を見ても、仙</p> <p>山内に修定可決すべきであると、一方で付帯を見ても、</p> <p>ありに一年以内に上級官員の一年半ではナス給出未だと</p> <p>現在通算及びたゞ二年が立つ。仙の練習でタリヨシが、若し</p> <p>立派以上又は小豆場の、ハニカム上石が相当の收入</p> <p>にひとと、強て右がどう人達の仕事と干渉めやすが、出</p> <p>来口の状況などは下の図ると</p>
四 番	<p>現行額が妥当だと云ふもあつて、どうして付帯見出</p> <p>立派の仙の練習があるが、一方で付帯見出</p> <p>二中口の帶一時見出で口立て、仙の練習で立派</p> <p>一 七 番</p> <p>我らは徵税を在地に付けるべき出来事と、口に考へます。</p> <p>そつ実績と上位に立派な平准化をめざすが、わざと</p> <p>おしゃりを落として思ひながら、</p>

議長	三月廿六日午後一時半（午後二時三十分）
"	再開致一千四〇（午後二時五十分）
一三番	加々特殊勤務とト内連にフニ 給務事務に 地主特務勤務ロ年一ニ間あるがであります、微税、場合 は済申時ドナリテテ相当（金額にタリマサウル） 地主職員とカレシカチ處に入りテ
議長	貿易打切り事、ガタリマスリ 御用大議がばいシテ貿易を打切りマセド 討論を求メテ
一三番	委員會來だ賛成 三。社を一年以内に上げニシニムツテ効果ガタれハシレ ガ必レモ上ダシニシロカニヒト 微税、或業者ニテニロ販課ウタタ当社、又ヒテ ガゼ申す面等下効果を上げテカラリヒトナモ選出 一。委員會來不適ハ不決すミシニ賛成 外にウケ申げ討論を打切りタリと思ヘバ 異議なし叶ガカクナリ
"	御用大議がばいシテ貿易を打切りミドリテ 不決議案オハ一トニテ未決に付一シテ
一三番	委員會來未だ賛成ヲテ議長 議長キテヒサカ一三名、過半數にフニ議長委員会八分 立候津村職員等が議子に關する条例ヲ一部を改定する事 例ガアシニカレ委員會來不決ミセテ

議	日程第三回議事第一九。十一月一日午前村職員を教科条例の一部を改ふすニ条例について議題と致しテ。
議	本年木立去る六月十二日本會議に於て終務年貢会にて付扱ひ、審査とが願ひテカタマシトガ、別紙アリ報生事務が於て開催モナラ。
議	終務年貢長より報告とあるモ。
議	本年木立去る六月十二日本會議に於ケル当年度貢金に付託エハ、六月十七日に終務課にて經濟課長より出席を求リ、換金ひテ審査を終年不判終報書を呈上リテアリ。向洋レニヒニフリマハ改訂精査、貞覧ニ付ジタルと因ムテガリマサ。
議	前議會に於ケル土肥年貢会、職員二人を村に吸收する事ニ付スニ付テ、又例改ムト達セテ理由アリ尚又身分ヲ休職ニフリテはどうカツコムガ、理由ニ付申シ上ゲテある國庫一以ヶニ付テベシ「問題」アリと、該期ウタムニテソボニテ、二条例が施行され當時カラモ國庫ノ事。
議	休職者一例（平成二十一年六月十二日）
議	西園政一（平成二十一年六月十二日）
議	香村から給料を支給スルと実質的に口占時から自分を休職とロケ申出未だルと因ムテが、条例施行カラモナムと申少人不利也ハスを因ムテガ。

村長	当向セオでは番令はしてある。条例が改可りあくまでも で、番令と同時に身令。休憩口がえり。	
一三番	そな場合に情狀職員と同じではコソが、 事例。杆内で久の直ち未3と申して列直は12ある。	
一五番	去つた金汁松立で職員が少々であります。報生。がタラが モウ個未だ處に入りてあるがどうか。	
村長	職員、増員は出来3だりかみて。今の人員でやつて 行きたいと思つてヨーヨー。	
一五番	報生。まうて自己場合。社會一人。亲内保一人。まるとある が、次年度で増員は3かどうか。	
村長	次年度の増員につりては、そな時松汁ひりばのう が、他所町村と比較して職員問題を検討して行 く。あと田代3の増員をすとすれば、どうともせず町 村口十、練まで持つてくは不可能でヨーヨー。	
一八番	經濟課の増員については、経験あら3人でヨーヨー。出来 リと田代3が、三八半量を自己場合。三八半とコツト ヨーヨー。が、ニク額で可能かどうか。	
経済課	新ひ事務でヨーヨー。ますと、ビク佐ウ能がる人をロケ用 げ出来りかと検討。ヨーヨーが、当ると一々も新ひ 事務でヨーヨー。ある程度と相手を助。の出来3人であ れば、ヨーヨー。と申して、結局、学校をカナセ申してヨーグリウ 若で日本へ。物事を浅く深く考る人ひよ。おもと 対応打切り。アガヨーヨー。が、ヨーヨー。ス不調で 議長	里藏。ヨーヨー。が、ヨーヨー。ヨーヨー。

議	開業議がひりで貢送を打拂に
"	討論を求める
一七番	委員會に賛成
	審議の経過を説明があり太田一、木戸貞助には一人づ き意見を述べ、中小企當本が休業期間を計上ロも、 一日の半く過仕者と様甲にてその旨或に如クーテキ アレハシタモ申題へて審議入る。審議後、原善本に賛成
議	外口ヨリカヘル
"	御用紙が下付御手打切ニシテ改
"	下落未オトキナキ復に付一筆。
"	委員會に御用紙アリミハ
"	御用紙アリヒトサガ
"	御用紙アリヒトサガ
"	定款条例、一部改正する条例につき年貢会議 通付原善本可決を付
"	暫休改訂(午前十一時三十分)
"	再開(午後一時三十分)
"	二番、一八番、廿九席を報付す
"	田畠木田議案十二〇件、宜野湾村部課設置条例の 一部改正する条例、ハセヒト議題と御手打切
"	本來ヨリ古ニテ六月廿日木会議に於て終了を要合 は付託し、審査を加爾シマタリ、シカク別紙三回
"	郵便事務が行なフニカレヨウ。

六 番	心がやうべきであるといふが 部の設置等は松井を中心とがどうが
七 番	終戦委員会とては將來の計を設置してはと思つてカリモ レタが、當局とてはとうとおもがり」と
一 二 番	将来の構改革がやつまると、もう時に設置すればさ でありますと下りてアリマスが、それに伴う人件費等 につけて松井さんから
一 三 番	終戦委員会 当局に新設の課するときは、アリモヒテ、ミウ洞 直モ一ツロリ、
一 四 番	得来の構改革一ガ未ニニとは三一規マサニタウド そ、ナム提携アリソニ、課を設立して、方アリモヒテ、四アフジ 終戦委員会 部の設立が今直ぐ出来てアリモヒテ、方アリモヒテ、四アフジ 将来は必ずあるだと思ふ。現在、松井様に御七一人に 課をかくとさうことはどうと思ふ。レタ
一 五 番	部の設立については、當局に付し検討するまつ申上申てある 三課を増加と七人以下の中は、社会六名口八人
一 六 番	終戦課でも出玉トシケンシーハ
村 三 二	再仕事一は今ヨリ下やつて、未だ、出未かニヒトヨリ。 課を設立するとしてシニテ責任を負つて、仕事一を 处理せよと、松井と方アフジ一課、ナシトガシモヒテ 仕事初回にナシ、隣セキタカヒトコリ、
書記是	終戦課を三課にすと、どう効果を、終戦課に出玉せん。 隣セキタカヒが取得した、事務を責任を持すことにアフジ 効果不アリと云ふ。

社会福祉社はついても現在は総務課の一部署であります。大
得来の社会福祉社が重要なと大注目課にします。
度口一本化してサービスをすると
即ち既存に残在は未だしてのリテラシーリー。このかた
ハサウエーリーが本部が必要であると申します。
111番
ニ講堂を設置するにようて元気な研究が出来ます。
ニシテあるが、モヤナリ。現在の係長と強化するがいい
方法だと思ふが。
松井
演じり個別にモヤナリを講習にすれば効果。
議
販賣休憩室一室(午10時~午11時)
甲南町一丁目(午10時~午11時)
「
販賣打切り、支拂タクシード
里議員と呼ぶが
御異議がなきと販賣打切りに
計論入ります。
11番
本貿易会議に賛成
終務課は年々資金が少なくて、どうも負担が大きくなり、
近頃は来られて、税金改革などしても必要なと
思っております。季節的。年々通じて不決するに貢献
成る
12番
季節的年々に反対
終務課の主務分担金が少なくて課も設置するが、
我ども主張するが、サビス面とくればまだいい

本町に毎年満てて奉公し、一ヶ月休日を設け、休日はハク
 サンシス一周を以て、必ずガタラと田舎へテリ。奉公会
 事務に及ぶ者一ノ月ナ
議長
 外ハリテ一ノ月ナ
 ④議事と呼ぶカウナ
 御用典議がたり、下付御印と打印ナ
 ハロ議事ナリ。一ノ月休日決付一ノ月ナ
 未支貢金未支に賛成、方掌手領ナ
 議事未支ナリ。直前湾村部課改置条例、一部改定
 する条例、ヨリナマ、未貢金未支更一ノ月休日不休付
 3月31日付一ノ月ナ
 ④社内立議事未支ナリ。一ノ月休日付一ノ月ナ
 大入大出也。既にシーリヒトフリテ、議事と取一ノ月ナ
 本章に於ては、貢金、役務に就いて、継続奉公滿12月
 ハリ。以此て、引き落とす貢金を減免ナル事ナ
 斷然休憩一月ナス(年間二十六回)

議長
 丙、西國第一ノ月ナス(年間三十回)、通はセキナム
 八番大出、神助金大出ナリ。甲子ノ月ナス(年間四回)、
 場合、算口神助金ヒヨリナムナガリ。ミタ、頂目で可也
 かビラガ、ス水ノ前口も中原ガラウ陳情が玉井に場合
 行政モニテ、神助金出来ヒリヒトクニシテ、亘之一ノ月ナ
 法網ナリ。其處ガビラガ、ミタ、大にフリテ、御説明致
 申す。

村長	長区 井戸当がビーチの松林付近のリゾート地へ別荘を有する法的には未だ 法でなきと申立てられました。
一番	上二丁水道に因るも保健衛生上貢田にて水道水と田川 が、(田川流・オナニ貢田に例)ある。
村長	金子新村に於ては下水道がござり 町内休憩所一ヵ所(千色・蔵田十合)
議	西園寺一郎(千葉・蔵田五分)
一番	本來に於て貢田も貢田と因みます之れ。貢庭切り 外初議を提出致一
議	貢庭式と呼ぶもうち一 外初議を成立してアリテ左様取扱を乞う 異議なしと呼ぶもうち一
ク	御異議がござらず貢庭と打合シヒト申
「	一丁番ヶ出岸ミ水メシテ
八番	討論を水メシテ 本來に於て反対でアリテ貢田貴田がゼニアアヨガル コソでは将来大ヨハ問題であると因み
ク	木事業主神助頂向に当然あり得ベシトタ一。 貴田キ新設ヒ補助ミスミセサウジヒビドウタヒト因ミラニ
十七番	貢田米木に賛成でアリテ。執行面に於ても別に支障有 リヒト因ムラナ。スニシテ算率本ロ通角ヒ因ムラナ。合 外モリ中モ討論モ打合リヒトと因ムラナ。
議	貢庭式と呼ぶもうち一 下口村論を打合シヒト申
議	三
」	

議長

今原喜木に賛成の方举手平、賛成の方「ヨイ」。举手でもう十の名(土木対二)賛成の方数は七三・議事第オ二十六号一九六一年度立替済金未入不出但ひ現金にて算すと算余額リ可決之是前引ヨリ

議長

日程第十六議事第二十七号 基本財産基金積立金の一飯會への繰入リヨリを議題と致一ヨリ

本末口述にて説明、会員に於て總額審査議にて行リテレバナシ、一貢送を願リヨリ

一・番 今までは積立で基本財産の金額はどう位ア

即役長 日程第十六議事第二十七号(年10月三時四十分)

西用裁トヨナリ(年10月三時四十三分)

「貢送打切リウタスグタリマダガ」

御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

「御用裁ガシタクド貢送を打切リマダガ」

議	積立金、一般会計へ繰入口戻りと原資不廻りの決
議長	田辺才七議長方二十三〇一 財産・預金二二七
助役	本年未認定明々帳面における總額看議に付て引出
番	うて、實現を求めて
番	並口向平洋松に實生ちじは場合其額二件で四
助役	銀四百五十四円六分又無當・漏失・運動車とクルマ
番	並口向平洋松に實生ちじは場合其額二件
本年未認定明々帳面における總額看議に付て引出	村が既存する場合に有價とすことに付せらるべ
番	本年未認定明々帳面二十一〇一銀業
議長	日本銀行河内支店に支拂い金額二十貫銀十日引
議長	計銀省略、初歳毛花毛利二二〇一
番	賛同者等の意見を聽取し、前項の如きの事項を了承する。
議長	以下初歳毛花毛利賛成者が付て記したうえ、成之
番	支拂い金額を右欄取扱いに
御用紙	御用紙が付て貢送行印前済・省略す
"	日本銀行河内支店に支拂い金額二十貫銀十日引
"	原資未認定明々帳面
"	田辺才七議長方二十三〇一

議長	御用議事録
"	リハビテナ 創業地一ノ決定動 動休運動(4月1日付) トハ合(4月1日付)
"	西田ト(10年4月)
○	木口ト(10年4月)
終	終了(10年4月)
会	会計(10年4月)
議	議長(10年4月)
事	事務(10年4月)
記	記録(10年4月)
議	議事(10年4月)
事	事務(10年4月)
記	記録(10年4月)
議	議事(10年4月)
事	事務(10年4月)
記	記録(10年4月)
議	議事(10年4月)
事	事務(10年4月)
記	記録(10年4月)